

平成 21 年 5 月 26 日

各 位

東京都文京区白山五丁目 1 番 3 号

株式会社ビーマップ

代表取締役社長 浅賀 英雄

(大証ヘラクレス：4316)

問合せ先：経営企画部長 大谷 英也

(電話 03-5842-5033)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会におきまして、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 11 期定時株主総会にて「定款の一部変更の件」につきまして付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(以下「株券電子化」といいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。また、変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

(2) 補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任決議の効力を4年とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数及び株券の発行) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、126,500 株とする。 <u>2 当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (株主名簿管理人) 第 7 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、126,500 株とする。 <u>(削除)</u> (株主名簿管理人) 第 7 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

現 行 定 款	変 更 後
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主、登録株式質権者とする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主、登録株式質権者とする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>3 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>

以 上